（鑑定許可状の記載要件等・法第百六十八条）

第百三十三条　法第百六十八条第二項の許可状には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項及び発付の年月日を記載し、又は記録しなければならない。

一　当該許可状が書面による場合　有効期間及びその期間経過後は許可された処分に着手することができず令状を返還しなければならない旨

二　当該許可状が電磁的記録による場合　有効期間並びにその期間経過後は許可された処分に着手することができず鑑定人の使用に係る電子計算機及び記録媒体から当該許可状を消去する措置並びに当該許可状に記録された事項を印刷し又は複写した書面又は電磁的記録がある場合にはこれらを廃棄し又は消去する措置をとり、かつ、これらの措置をとつた旨を記録した電磁的記録を裁判長に提出しなければならない旨

2　前項の許可状には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、裁判長が当該各号に定める措置をとらなければならない。

一　当該許可状が書面による場合　記名押印すること。

二　当該許可状が電磁的記録による場合　当該許可状が裁判長の作成に係るものであることを示すとともに当該許可状の改変を防止するために必要な措置（当該許可状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて裁判長の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとること。

3　鑑定人のすべき身体の検査に関し条件を付した場合には、これを第一項の許可状に記載し、又は記録しなければならない。

4　第一項第二号に掲げる場合において、鑑定人が同号に規定する措置をとつた旨を記録した電磁的記録を裁判長に提出することができない特別の事情があるときは、同号に定める事項に加え、当該電磁的記録の提出に代えて、同号に規定する措置をとつた旨を記載した書面を裁判長に提出することができる旨を記録することができる。

（鑑定許可状の送付・法第百六十八条）

第百三十三条の二　法第百六十八条第二項の許可状（電磁的記録である場合に限る。）を発した裁判所は、当該許可状を裁判所の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて鑑定人の使用に係る電子計算機に送信し、又は当該許可状を記録した記録媒体を鑑定人に送付しなければならない。

（鑑定許可状を示す措置・法第百六十八条）

第百三十三条の三　法第百六十八条第二項の許可状が電磁的記録である場合にあつては、同条第一項の処分をするには、処分を受ける者に対し、当該許可状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示さなければならない。

（鑑定のための閲覧等）

第百三十四条　鑑定人は、鑑定について必要がある場合には、裁判長の許可を受けて、書類及び証拠物並びに電磁的記録を閲覧し、若しくは謄写し、又は被告人に対し質問する場合若しくは証人を尋問する場合にこれに立ち会うことができる。この場合において、当該電磁的記録の閲覧は、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法によるものとし、当該電磁的記録の謄写は、これを複写し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する方法によるものとする。

（鑑定許可状の記載要件等・法第百六十八条）

第百三十三条　法第百六十八条の許可状には、有効期間及びその期間経過後は許可された処分に着手することができず令状はこれを返還しなければならない旨並びに発付の年月日をも記載し、裁判長が、これに記名押印しなければならない。

［新設］

［新設］

2　鑑定人のすべき身体の検査に関し条件を附した場合には、これを前項の許可状に記載しなければならない。

［新設］

［新設］

（鑑定のための閲覧等）

第百三十四条　鑑定人は、鑑定について必要がある場合には、裁判長の許可を受けて、書類及び証拠物を閲覧し、若しくは謄写し、又は被告人に対し質問する場合若しくは証人を尋問する場合にこれに立ち会うことができる。